

【栄区版】下痢・嘔吐を含む 感染症集団発生時の対応フローチャート

報告
基準

保健所(福祉保健センター)へ報告が必要な状況 ※いずれかに該当する場合

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に**2名**以上発生した場合
 - ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が**10人**以上又は全利用者の**2割**以上発生した場合
 - ③ 上記に該当しない場合があっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
 - ④ 「感染症法に定める感染症(一類～三類)及び**麻しん・風しん**」については、**1人でも**発生及びその疑いのある場合
- ✓ 詳細は、横浜市こども青少年局「感染症等発生時の報告について」(令和5年9月)でご確認ください。
 ✓ 診断がついていない感染症でも、発熱・発疹・下痢など似た症状がある場合、早めにご相談をお願いします。
 ✓ 幼稚園は報告基準に含まれませんが、集団での嘔吐・下痢発生時にはご相談ください。

報告

✓ こども家庭支援課に第一報!
① **感染症等発生報告書**を提出し、ご連絡をお願いします。

栄区こども家庭支援課

TEL: 045-894-8463
FAX: 045-894-8406

区役所内で
対応依頼

① 転送

栄区福祉保健課 健康づくり係

園医にも
報告

✓ のちほど、健康づくり係職員が調査のお電話を致します。

提出
書類

調査時にご準備いただく書類

- ② 施設・フロアの見取図
 - ③ 有症状者・欠席者一覧
 - ④ 行事予定表、時間割(前月と今月分)
- 嘔吐・下痢の場合
- ⑤ 献立表
(補食・おやつを含む前月と今月分)
 - ⑥ 嘔吐者のクラス座席表
 - ⑦ 調理従事者個人別健康観察記録
 - ⑧ 給食関係書類(前2週間)

調査

調査時にお聞きする内容

提出資料をもとに、お電話にて詳細を確認します。

- ① 施設概要(フロアやユニット毎の園児及び職員数)
- ② 各学年の日常レベルの体調不良者数
- ③ 最初の発症者の発症日・現在の有症状者数
- ④ 有症状者の学年・クラス、検査・受診状況
- ⑤ 入院した方、亡くなった方の有無
- ⑥ きょうだい児の有無、クラス、体調
- ⑦ 現在の感染症対策
(ゾーニング、給食の対応、換気、消毒方法・濃度、手洗い指導、保護者への周知など)
- ⑧ 今後の行事予定
- ⑨ (必要時)園内嘔吐・便失禁時の状況

保健所が**訪問による施設調査**が必要と判断した場合、ご協力をお願いします。
(原則、報告当日または翌日)

日々の
報告

嘔吐・下痢発生時は、園児や職員の方々へ、
検便のご協力(2~3名)のご協力をお願いする場合があります。

終息までの期間、**毎日12時まで**に、①**感染症等発生報告書**を
栄区福祉保健課健康づくり係へご提出をお願いします。(FAXまたはメール)

終息

終息判断の例

- 例1) 新型コロナウイルス感染症: 最終発症者から5日間経過した場合
 - 例2) 感染性胃腸炎: 有症状者が日常レベルの状態が3日間 且つ 施設内嘔吐が3日間ない場合
- ※保健所が感染性期間・状況を考慮し、総合的に終息を判断します。

※認可保育所、小規模・事業所内保育事業、家庭的保育事業、認定こども園、幼稚園
【参照】こども青少年局「令和6年度版 施設・事業を運営する際の留意事項について」(R6年3月)

参考資料



✓ 横浜市ホームページ
「保育・教育施設における感染症対策について」

報告様式①の
ダウンロード可

✓ 栄区役所ホームページ「栄区感染症だより」
(過去の栄区感染症だよりも掲載)



連絡先

栄区福祉保健課健康づくり係
TEL: 045-894-8964 (平日)
TEL: 045-664-7293 (夜間・休日)
※横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル
FAX: 045-895-1759
E-mail: sa-kansen@city.yokohama.lg.jp

報告
基準

インフルエンザ・インフルエンザ様疾患により、**学級閉鎖・学年閉鎖・施設閉鎖**を行う場合

インフルエンザ施設別発生状況調査(2024/2025シーズン)の開始について(依頼)神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

※ 診断がついていない感染症でも、発熱・咳など似た症状がある場合、早めにご連絡ください。

園医にも
報告

報告

✓ こども家庭支援課に第一報!

① **インフルエンザ様疾患発生報告**
を提出し、ご連絡をお願いします。

栄区こども家庭支援課

区役所内で
対応依頼

① 転送

TEL: 045-894-8463

FAX: 045-894-8406

報告期限

閉鎖開始日の
正午まで

✓ のちほど、健康づくり係職員が
調査のお電話を致します。

栄区福祉保健課 健康づくり係

至急の検体搬送に
ご協力を!

✓ 園内でインフルエンザが集団発生し、**学級閉鎖・学年閉鎖・施設閉鎖**は行わない場合には、
「【栄区版】下痢・嘔吐を含む感染症集団発生時の対応フローチャート」に沿ってご対応ください。

✓ 学級閉鎖等を行う場合、初回調査のみ行います。日々の報告は不要です。

調査

調査時にお聞きする内容

- ① 施設概要(フロア毎の園児及び職員数)
- ② 各学年の平常時の体調不良者数
- ③ 最初の発症者の発症日・現在の有症状者数
- ④ 有症状者の学年・クラス、検査・受診状況
- ⑤ 有症状者のきょうだい児と症状の有無、登園状況
- ⑥ 入院した方、亡くなった方の有無

検体
採取

シーズンにおける初発学級閉鎖時の検体採取へのご協力

【対象】**栄区で学級閉鎖等を行った最初の施設の急性期患者(発症後3日以内)3~5名程度**

【実施方法】

- ① 施設側で対象者の選定をお願いします。
- ② 施設から対象者の保護者に対し、栄区福祉保健課健康づくり係から検体採取の協力依頼の電話が入ることをお伝えください。
- ③ 当課から保護者に連絡し、詳細説明、検体採取の訪問日時を調整します。
- ④ 当課職員が対象者自宅に訪問し、咽頭うがい液・鼻かみ検体を採取します。

結果
連絡

当課から対象者へ検査結果を連絡します。

①施設への検査結果 ②施設内での周知 について、保護者からの同意を得た上で、施設へ結果を共有します。

日々
の報告

園内でインフルエンザが集団発生し、**学級閉鎖・学年閉鎖・施設閉鎖**は行わない場合

✓ 「【栄区版】下痢・嘔吐を含む感染症集団発生時の対応フローチャート」に沿ってご対応をお願いします。

終息判断

✓ 次のいずれかに該当する場合は、一旦の終息と判断します。

- ① 最終発症者の発生から3日間(72時間)、当該施設内での新規発症者がいない場合
- ② 当該施設内での発症者数が日常レベル(ベースライン)以下に収まったと確認できた場合

【引用】横浜市感染症発生時対応の手引き 横浜市医療局健康安全課(R6年4月)

終息

※認可保育所、小規模・事業所内保育事業、家庭的保育事業、認定こども園、幼稚園
【参照】子ども青少年局「令和6年度版 施設・事業を運営する際の留意事項について」(R6年3月)

参考資料



✓ 横浜市ホームページ
「保育・教育施設における感染症対策について」

報告様式①の
ダウンロード可

✓ 栄区役所ホームページ「栄区感染症だより」
(過去の栄区感染症だよりも掲載)



連絡先

栄区福祉保健課健康づくり係

TEL: 045-894-8964 (平日)

TEL: 045-664-7293 (夜間・休日)

※横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル

FAX: 045-895-1759

E-mail: sa-kansen@city.yokohama.lg.jp